

田村市タイ観光プロモーション事業
業務委託仕様書

1 件名

田村市タイ観光プロモーション事業業務

2 委託期間

契約締結日から令和2年3月31日（火）まで

3 事業目的

田村市の観光地「あぶくま洞」は、タイの洞窟（少年サッカーチームが洞窟から奇跡の生還を果たしたタムルアン洞窟）との連携を軸とした広域でのインバウンドを推進している。タイ人は自然景勝地を好み自然の神秘を体感できる鍾乳洞は人気を得られるポテンシャルを有している。効果的なプロモーション事業を行うことで、今後さらに増加すると見込まれるタイからのインバウンド客の流れを増進させることを目的とする。

4 委託内容

(1) TITF（タイ国際旅行フェア）出展業務

- ・令和2年1月16日（木）から19日（日）の4日間で開催される「第26回タイ国際旅行フェア」出展に向けての準備・出展業務を行い、タイ国内の訪日意欲の高い層に対してBtoCによる観光誘致戦略を展開する。
- ・田村市の観光地である「あぶくま洞」を中心としたブースを企画・出展し、ブース出展に必要な一切の経費を支出すること。なお、ブースについては、1ブース仮押さえ済み。（1ブースあたり22万円／6㎡ 幅3m×奥行2m）
- ・PR要員として3名程度（現地言語を話すことができる者）を用意すること。当日のブースでは、ブース設営及び運営、ポスター掲示・パンフレット配布等を行う。PR要員の旅費等も当委託費から支出すること。
- ・企画提案書内にブース設営のレイアウトイメージを図面等で添付し、訴求力のある装飾を提案すること。
- ・ブースを通して、あぶくま洞をはじめとした田村市内の観光地をSNSで拡散促進できるような工夫を施すこと。

<事業実施時期・日程（予定）>

令和2年1月15日（水）～20日（月）

1月15日（水）：渡航→タイ（バンコク）へ移動、タイ国際旅行フェア出展準備

1月16日（木）～19日（日）：タイ国際旅行フェア出展

1月20日（月）：帰国→日本

(2) タイ現地のインフルエンサーの招致

- ・タイ人のF I T旅行者が増加するよう、あぶくま洞をはじめとした本市が有する観光コンテンツの情報発信を行うため、影響力ある現地メディア等（テレビ、インフルエンサー、芸術家、写真家、雑誌・新聞等）を招聘・活用しプロモーションを実施する。
- ・プロモーション内容にあたっては、活用するメディア等の媒体、手法、F I Tのターゲット層や誘客を図るうえでのテーマを明確にすること。
- ・可能な限り、前述の（1）T I T F（タイ国際旅行フェア）出展業務でのSNS拡散促進に向けた事業との連動も視野に入れること。

(3) 田村市内在住の外国人等を対象とした交流事業の実施

- ・上記（2）に記載するインフルエンサー等の本市来訪に際し、田村市内の観光事業に関わる事業者及び田村市内在住の外国人を参集し、インバウンド向け情報発信の手法及び受入体制づくりにつなげるための交流会を実施する。
- ・実施時期、実施場所、参集範囲については、市との相談により決定すること。

(4) 全般に係る留意点

- ・事業予算は、以下の範囲内で積算し、それぞれ見積書を作成すること。
 - (1) T I T F（タイ国際旅行フェア）出展業務 3,000千円以内
 - (2) タイ現地のインフルエンサーの招致 2,000千円以内
 - (3) 田村市内在住の外国人等を対象とした交流事業の実施 100千円以内(※それぞれ消費税及び地方消費税込み)
- ・スケジュール等を明らかにした事業計画書を作成し、市の承認を得ること。
- ・業務の詳細について市と協議の上決定し、進捗状況を綿密に市に報告すること。
- ・撮影、編集、調査、報告等の一切の経費（交通費、宿泊費、車両費、コーディネート費、各種データ費等）は、全て事業費に含むこと。

5 効果測定および報告

田村市の認知、関心、旅行意欲の向上へ与えた影響について調査を実施し、その内容を事業終了時の報告書にまとめ、提出すること。

6 統括責任者

受託者は、本業務に当たって十分な経験を有する者を統括責任者として定めなければならない。

6 提出書類

受託者は、委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 契約締結後に速やかに提出するもの

- ・着手届（任意様式）
- ・統括責任者通知書（任意様式）
- ・実施工程表（任意様式）
- ・その他、市が業務の確認に必要と認める書類

(2) 業務完了後に速やかに提出するもの

- ・完了届（任意様式）
- ・事業報告書（任意様式）
- ・その他、市が業務の確認に必要と認める書類

7 成果品

本事業において作成した事業報告書を提出すること。

(1) 提出期限：令和2年3月31日（火）

(2) 提出部数：紙媒体3部、その他電子媒体

8 その他

(1) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは協議の上、定めることとする。

(2) ただし、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本業務に含まれるものとする。